

## 兵庫県緑の青年就業準備給付金給付要綱

### (趣旨)

第1条 県は、青年の林業への就業意欲の喚起を図り、青年就業者の増大を図るため、予算の範囲内において、林業への就業前の研修段階の青年就業者に対して緑の青年就業準備給付金（以下「給付金」という。）を給付するものとし、その給付については、法令等の定めによるほか、この要綱の定めるところによる。

### (給付金の給付対象)

第2条 給付金は、林業への就業に向けて、別紙に掲げる大学校等の教育機関、研修機関及び先進林業事業体等（以下「研修機関等」という。）における研修を受ける者に対して給付する。

### (給付要件)

第3条 給付金の給付を受けることができる者の要件は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 林業への就業予定時の年齢が、原則45歳未満であり、林業へ就業し、将来的にはその中核を担うことについての強い意欲を有していること  
ただし、就職氷河期世代（平成5年～平成16年に学校卒業期を迎えた世代）に属する者のうち、研修開始の前年度に「正規雇用を希望しながら不本意に非正規雇用で働く者」、「就業を希望しながら様々な事情により求職活動をしていない長期無業者」に限っては、就業予定時の年齢を問わない。
- (2) 第5条の研修計画（様式第1号）が次に掲げる基準に適合していること
  - ア 林業への就業に向けて必要な技術等を習得できる研修機関等であって、都道府県が適切と認めた研修機関等で研修を別表に掲げる内容等を含む受けること
  - イ 研修期間が概ね1年かつ概ね年間1,200時間以上であり、研修期間を通して林業への就業に必要な技術や知識を研修すること
  - ウ 先進林業事業体で研修を受ける場合にあっては、以下の要件を満たすこと
    - (ア) 当該先進林業事業体の経営主が給付対象者の親族（三親等以内の者をいう。）ではないこと

- (イ) 当該先進林業事業体と過去に雇用契約（短期間のパート、アルバイトを除く。）を結んでいないこと
- (ウ) 当該先進林業事業体が、その技術力、経営力等から見て、研修先として適切であること（森林林業技術センター、市町等の推薦や過去の研修実績があるなど、諸般の情報により判断）
- (エ) 研修先が先進林業事業体のみではないこと
- (3) 常勤（週 35 時間以上で継続的に労働するものをいう。以下同じ。）の雇用契約を締結していないこと
- (4) 原則として生活費の確保を目的とした国の他の事業による給付等を受けていないこと
- (5) 過去に本事業で給付金の給付を受けていないこと

（給付金額及び給付期間）

第 4 条 給付金の額は、給付期間 1 年につき 1 人あたり 155 万円以内とする。また、給付期間は最長 2 年間とする。

（研修計画の承認申請）

第 5 条 給付金の給付を受けようとする者は、研修計画（様式第 1 号）を作成し、知事に承認申請する。

（研修計画の承認）

第 6 条 知事は、前条の規定による申請があったときは、研修計画の内容について審査する。

- 2 審査の結果、第 3 条の要件を満たし、予算の範囲内で給付金を給付して研修の実施を支援する必要があるかどうかを決定し、承認する場合にあっては研修計画承認通知書（様式第 2 号）により、研修計画を承認しない場合にあっては研修計画却下通知書（様式第 3 号）に却下理由を付して、審査の結果を申請した者に通知する。

（研修計画の変更申請等）

第 7 条 前条の規定による申請の承認を受けた者は、研修計画を変更する場合は、あらかじめ計画の変更を知事に申請し、その承認を受けなければならない。（研修期間の変更を要しない研修内容の追加や月毎の研修内容の順番の入れ替え等の軽微な変更の場合は除く。）

- 2 前項の規定による変更申請をしようとする者は、第 5 条に準じて変更研修計画を作成し、知事に提出しなければならない。

3 知事は、第1項の規定による変更申請があった場合は、第6条に準じて承認等を決定し、変更申請をした者に通知する。

(給付の申請)

第8条 第6条の申請の承認を受けた者は、給付申請書(様式第4号)を作成し、知事に給付金の給付を申請する。給付の申請は、給付対象期間より前に半年分を単位として行うことを基本とする。

ただし、やむを得ない事由により、給付対象期間より前に給付申請をすることができない場合は、原則として、給付対象期間の最初の日から半年以内に行うものとし、その期間内に給付申請をしなかった場合は、その期間に係る給付金は給付されない。

(給付の決定等)

第9条 知事は、第8条の規定による給付申請があったときは、申請の内容が適当であると認めた場合は、給付決定通知書(様式第5号)により、申請をした者に通知し、給付金を給付する。

(給付及び支払い)

第10条 給付金の給付は半年分を単位として行うことを基本とし、研修計画の承認後、速やかに給付金の給付を行うものとする。

2 給付金は、給付申請書(様式第4号)に記載のある給付決定を受けた者が指定する銀行その他の金融機関の当該者名義の口座への振込みにより支払うものとする。

(研修状況の報告)

第11条 給付金の給付を受けた者(以下「受給者」という。)は、研修状況報告書(様式第6号)を知事に提出しなければならない。提出は半年ごとに行い、給付対象期間経過後、1か月以内に行う。

(研修実施状況の確認)

第12条 知事は、前条の規定による報告があった場合は、研修機関等と協力し、研修計画に即して必要な技能の習得ができているかどうか研修の実施状況を、以下のとおり確認し、必要な場合は研修機関等と連携して適切な指導を行う。

(1) 受給者への面談

ア 技術及び知識の習得状況

イ 林業への就業に向けた準備状況

- (2) 指導者への面談
  - ア 技術及び知識の習得状況
  - イ 林業への就業に向けた準備状況
- (3) 書類確認
  - ア 成績表（教育機関で研修を受ける場合）
  - イ 出席状況

（就業状況の報告）

第13条 受給者は、研修終了後5年間、毎年7月末及び1月末までにその直前の6か月間の就業状況報告（様式第7号）を知事に提出する。

（就業状況の確認）

第14条 知事は、前条の規定による就業状況報告の提出のあった場合は、受給者の就業状況を、給付期間の1.5倍又は2年間のいずれか長い期間、半年ごとに、以下のとおり確認する。

確認は、出勤簿、作業日誌等により就業状況を確認するとともに、必要に応じて関係者で作業現場の確認、面接等を行うこととし、必要がある場合は適切な指導を行う。

なお、兵庫県と異なる都道府県で就業した者については、就業先の都道府県と協力し、確認する。

（就業報告）

第15条 受給者は、研修終了後、林業分野へ就業した場合は、就業後1か月以内に就業報告（様式第8号）を知事に提出する。

2 前項の林業分野への就業とは、次に掲げる第1号から第3号の要件を満たすものに限るものとする。

- (1) 総務省の国勢調査における産業分類で「林業」に分類される事業所と常用の雇用契約を締結すること
- (2) 第1号以外の事業所と常用雇用の雇用契約を締結する場合は、同調査における職業分類において林業従事者に分類される者であること
- (3) 林業分野であっても公務員（準ずるものを含む）ではないこと

（継続研修計画の承認）

第16条 受給者は、当該給付金の受給終了後、引き続き受給対象となった研修に準ずる研修（以下「継続研修」という。）を行うことができるものとする。

- 2 前項の規定により研修を行おうとする場合は、継続研修計画（様式第9号）を作成し、第5条の手續に準じて知事に申請し、その承認を受けなければならない。
- 3 前項の規定により承認を受けた者は、継続研修開始後1か月以内に継続研修届（様式第10号）を知事に提出しなければならない。
- 4 継続研修は受給終了後1か月以内に開始するものとし、その期間は原則として2年以内とする。
- 5 継続研修を行う場合の、第21条第2号イの研修終了後1年以内とは継続研修の終了後1年以内とする。また、継続研修の期間中は第11条の規定に準じて、知事に研修の実施状況の報告を行わなければならない。

（継続研修計画の承認）

第17条 知事は、前条第2項の規定による申請があったときは、第6条に準じて承認等を決定し、申請をした者に通知する。ただし、この場合「第3条の要件」を「第3条第1号及び第2号又はこれらに準ずる要件」と読み替えるものとする。

（給付の停止）

第18条 知事は、受給者が次に掲げる事項のいずれかに該当する場合は給付金の給付を停止する。

- （1）第3条の給付要件を満たさなくなった場合
- （2）研修を途中で中止した場合
- （3）研修を途中で休止した場合
- （4）第11条の研修状況報告を行わなかった場合
- （5）第12条の研修実施状況の現地確認等により、適切な研修を行っていないと知事が判断した場合（例：研修を行っていない場合、技術及び知識等を習得する努力をしていない場合など）
- （6）本事業が適切に実施されたかどうか及び本事業の効果を確認するための報告や立入調査に協力しない場合

（給付の中止）

第19条 受給者は、受給を中止する場合は知事に中止届（様式第11号）を提出する。

- 2 知事は、前項の規定による提出があったとき、又は前条第1号、第2号、第4号、第5号、第6号のいずれかに該当する場合は、給付金の給付を中止する。

(給付の休止)

第 20 条 受給者は、病気等のやむを得ない理由により研修を休止する場合は知事に休止届（様式第 12 号）を提出する。

2 前項の休止届を提出した受給者が休止届の研修を再開する場合は研修再開届（様式第 13 号）を知事に提出する。

3 知事は、第 1 項の規定による休止届の提出があり、やむを得ないと認められる場合は給付金の給付を休止する。なお、やむを得ないと認められない場合は給付金の給付を中止する。

4 知事は、第 2 項の規定による研修再開届の提出があり、適切に研修することができると思われる場合は、給付金の給付を再開する。

(給付金の返還)

第 21 条 知事は、次に掲げる事項に該当する場合は、受給者から給付金の一部又は全部を返還させるものとする。ただし、病気や災害等のやむを得ない事情として知事が認めた場合（第 2 号オに該当する場合は除く。）はこの限りでない。

(1) 一部返還

ア 第 18 条第 1 号から第 3 号及び第 6 号に掲げる要件に該当した時点が既に給付した給付金の対象期間中である場合にあっては、残りの対象期間の月数分（当該要件に該当した月を含む。）の給付金を月単位で返還させる。

イ 第 18 条第 4 号に該当した場合は、当該報告に係る対象期間の給付金を返還させる。

(2) 全額返還

ア 中止届又は休止届けが提出され、その理由がやむを得ないと認められない場合

イ 第 18 条第 5 号に該当した場合

ただし、第 3 条の（2）のイのただし書に該当する者については、就業予定時の年齢を問わない。

ウ 研修（第 16 条の継続研修を含む。）終了後 1 年以内に、原則 45 歳未満で、林業分野への就業をしなかった場合

エ 林業分野への就業を給付期間の 1.5 倍又は 2 年間のいずれか長い期間継続しない場合

オ 第 13 条に規定する就業状況の報告、第 15 条に規定する就業報告、第 16 条に規定する継続研修に係る報告等、第 23 条に規定する住所等変更の届出を行わなかった場合

カ 虚偽の申請等を行った場合

(給付金の返還免除)

第 22 条 受給者は、前条の病気や災害等のやむを得ない事情に該当する場合は、返還免除申請書（様式第 14 号）を知事に提出しなければならない。

2 知事は、第 1 項の規定による返還免除申請書の提出があったときは、返還免除するかどうかを決定し、申請内容が適当と認められ、返還免除する場合にあっては給付金返還免除決定通知書（様式第 15 号）により、返還免除をしない場合にあっては給付金返還免除却下通知書（様式第 16 号）により、それぞれの旨を当該申請した者に通知する。

(住所等変更の届出)

第 23 条 受給者は、給付期間内及び給付期間終了後 5 年間に氏名、居住地や電話番号等を変更した場合は、変更後 1 か月以内に住所等変更届（様式第 17 号）を知事に提出する。

(不正受給に対する措置)

第 24 条 知事は、受給者が偽りその他の不正行為により、本来受給することのできない給付金を不正に受給したことが明らかとなった場合、受給者に支給した給付金の全部を返還させるとともに、不正行為を行った者の氏名及びその内容を公表する。

(延滞金)

第 25 条 知事は、第 21 条又は第 24 条の規定により給付金の一部又は全部を返還させることとした受給者が、知事の定める期日までにこれを返還しなかった場合、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（昭和 30 年 8 月 27 日法律第 179 号）第 19 条第 2 項の規定に準じて延滞金を納付させる。

(申請窓口)

第 26 条 教育機関及び研修機関で研修を行う場合は、研修を行う教育機関及び研修機関が申請窓口となる。

2 先進林業事業体等で研修を行う場合は、林務課が申請窓口となる。

(その他)

第 27 条 本要綱に定めるもののほか、緑の青年就業準備給付金事業実施要綱及び緑の青年就業準備給付金事業実施要領によるものとする。

2 本要綱の施行に関し必要な事項は、知事が別に定める。

附 則

(施行期日)

この要綱は平成 29 年 4 月 3 日から施行し、平成 29 年度事業から適用する。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は令和 2 年 4 月 1 日から施行し、令和 2 年度事業から適用する。

2 この要綱は改正前の本要領に基づき実施された事業に係る報告等については、なお従前の例による。

附 則

(施行期日)

この要綱は令和 4 年 4 月 1 日から施行し、令和 4 年度事業から適用する。



(別表)

(2) 林業労働安全

内 容 時 間		時 間
基本的な事項	作業を安全に行うための心構えや自己管理に必要な基礎力・知識を習得すること。	21時間
造 林	作業を安全に行うために必要な知識、技術・技能を習得する。 なお、労働安全に資する最新装置を活用した、チェーンソーによる伐木作業を学ぶ研修を含むこと	35時間
育 林		
伐 木		92時間
造 材		

(2) マーケットインの発想による林業経営を学ぶための製材工場や住宅メーカー等での研修を実施すること

(別紙)

兵庫県立森林大学校 専攻科